

久木野教授はありのままの勤務時間を記載して「勤務時間報告書」を提出したところ、県立大学よりハラスメントを受けることに、……………今も続く大学のハラスメント(その1)

県立大学は、教員の労働管理は時間管理制(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っている、との実態と異なる主張をしてきた(そのように主張しなければ久木野教授の懲戒処分がなくなる)ことから、昨年12月1日から労働基準監督署(労基署)により違法な労働管理を是正するように、すなわち教員の労働時間を把握して必要な時間外手当を支払うように行政指導を受けています。指導を受けた県立大学は教員の勤務時間を把握するためと称して「①勤務時間報告書」を全教員に提出させ、それにしたがって今年1月から3月までの時間外勤務手当を支払うように改善したと労基署に報告しました。しかし、実際に長崎県立大学(公立大学法人)が教員に配布した「②勤務時間報告書」には予め労働時間にアスタリスク(＊)が記入され、ただ押印して提出するだけの書式となっており、労働時間に変更があれば勤務の振り替え理由を書いて修正しなければならない形式です。3月に復職した久木野教授は、アスタリスクを消してありのままの勤務時間を記載した「③勤務時間報告書」を大学事務局に提出したそうです。そうしたところが、4月9日、長崎県公立大学法人理事である百岳事務局長名による次の「質問文書」が大学事務より久木野教授に届けられたそうです。